

安 全 管 理 規 程

令和5年4月1日

瀬川汽船株式会社

目 次

	頁
第 1 章 総則	1
第 2 章 経営トップの責務	3
第 3 章 安全管理の組織	4
第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任 並びに代行の指名	5
第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制	6
第 6 章 安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補 助者の職務及び権限	7
第 7 章 安全管理規程の変更	8
第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画	8
第 9 章 運航の中止	9
第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達	10
第 11 章 輸送に伴う作業の安全確保	11
第 12 章 輸送施設の点検整備	13
第 13 章 海難その他の事故の処理	14
第 14 章 安全に関する教育及び訓練	16
第 15 章 雜則	17

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の運航業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態。
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ。
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを發揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性。
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的な施策。
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者。
(5)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者。
(6)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者。
(7)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者。
(8)	陸上作業員	陸上において旅客の整理、誘導等の作業に従事する者。
(9)	船内作業員	船舶上において旅客の整理、誘導等の作業に従事する者。
(10)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着

		時刻、運行の時季等に関する計画。
(11)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画。
(12)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画。
(13)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること。
(14)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(15)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(16)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、閥門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること。
(17)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと。
(18)	運航中止	発航、基準航行又は目的港への入港を中止すること。
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと。
(20)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）。
(21)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面。
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側、ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物。
(25)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）タラップ、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設。

(運航基準、作業基準及び事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2、船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3、旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4、事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2、安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3、安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4、安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2、安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3、安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4、安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

(1) 本社	安全統括管理者	1人
	運航管理者	1人
	運航管理補助者	若干人

2、本社の管理する区域は、次のとおりとする。

川内～佐世保航路全域

西海橋遊覧航路全域

佐世保港米軍航路全域

「人の運送をする内航不定期航路事業」で届け出た航路全域

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 社長は、海上運送法施行規則第7条の2第2項各号の一に該当する年令25才以上の者で、国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者以外のものの中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 社長は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号の一に該当したこととなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き継ぎ行うこと が困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反する等により、運航管理者がその職務を引き継ぎ行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 社長は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2、社長は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2、前項の場合において、運航管理者は順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2、安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは、運航管理補助者と常時連絡できる体制にならなければならない。

2、運航管理者は前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と本社の運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、前条第2項の順位に従い運航管理補助者が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するため、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、規程を遵守してその実施の確保を図ること。
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2、運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行する。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。

- 2、安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3、社長は、第1項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は、配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員並びに法定職員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか航路に精通した船舶職員が乗組むことになっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

- 2、船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の中止

(運航の中止)

- 第24条 船長は、気象、海象が一定の条件に達したと認めるとき、又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2、船長は、発航の中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3、前項の協議において両者の意見が異なるときは、発航を中止しなければならない。
- 4、船長は、運航中止の措置をとったときは、すみやかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5、運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6、運航中止の措置をとるべき気象、海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより発航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から発航を中止する旨の連絡がないとき又は発航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して発航の中止を指示するとともに安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 2、運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

- 第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2、経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止す

る旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3、経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象、海象に関する情報
- (2) 港内事情
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査を終えたとき
- (2) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (3) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2、船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象、海象に関する情報
- (2) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
- (3) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、運航基準図を作成しなければならない。

2、運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。

3、運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は、陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は 乗組員の中から船内作業員を指名する。

2、陸上作業員及び船内作業員は両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

3、作業員の具体的配置その他の作業体制については、作業基準に定めるところによる。

(飲酒等の禁止)

第33条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2、乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及

びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、当直を実施してはならない。

3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、当直を実施させてはならない。

(危険物等の取扱い)

第 34 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 35 条 旅客の乗船及び下船ならびに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第 36 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第 37 条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

- 2、船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、すみやかに船長に報告するものとする。
- 3、船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第40条 船長は、船舶点検実施要領に基づいて次の設備、装置等の点検を実施するものとする。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵装置
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 脱出設備
- (10) 非常用警報装置
- (11) 照明設備
- (12) 航海用具
- (13) 乗降用設備
- (14) 放送設備
- (15) その他（衛生設備、掲示板等）

2、船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航

管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処置

(事故処理にあたっての基本的態度)

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理事務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置をすみやかに運航管理者及び海上保安署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2、船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第44条 運航管理者は船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに安全統括管理者へ速報しなければならない。

(社長及び安全統括管理者のとるべき措置)

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2、経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確實に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、すみやかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育及び訓練

(訓練)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。

(操練)

第51条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(安全教育)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員及び乗組員に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2、運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故例を調査研究し、隨時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(記録)

第53条 運航管理者は、前3項の教育又は訓練を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第54条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2、内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底す

る。

- 3、内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4、内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5、内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雜則

(総点検)

第55条 安全統括管理者及び運航管理者は、関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに運航管理規程の遵守状況について総点検を行うものとし、船舶総点検は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。

(安全管理規程等の備付け)

第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶その他必要と認められる場所に備付けておかなければならない。

2、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第57条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2、輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール）等を用意する。

3、安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる

意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。

4、安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は平成18年12月28日より実施する。

平成26年7月改定

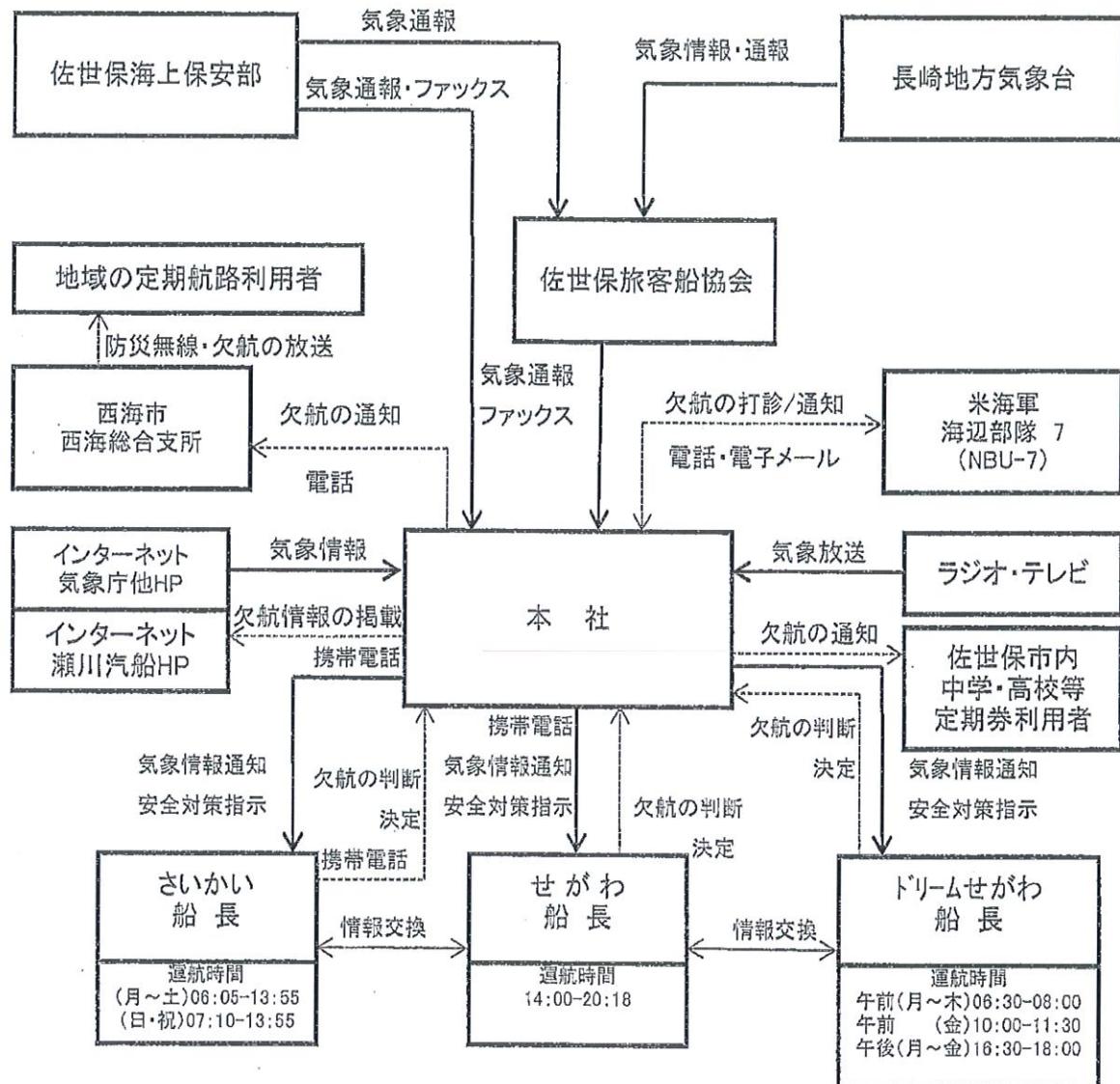
平成26年9月改定 佐世保港米軍航路の運航開始に伴い見直しを行う。

平成27年3月改定 船舶「ドリームせがわ」の追加による見直しを行う。

特異な気象、海象に対する安全対策

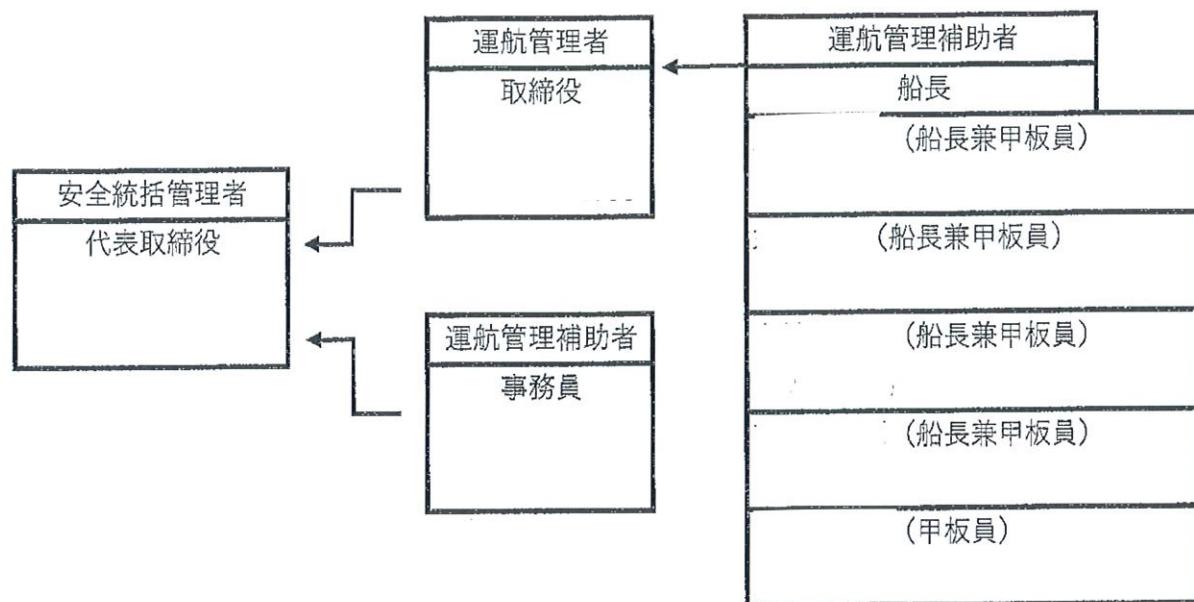
情報伝達体制

(平成30年4月改訂)



- ・船員7名中4名が毎日当直乗船する。
- ・平日(月～金)において、さいかいとドリームせがわの午後、せがわとドリームせがわの午前はそれぞれ同じ船長と甲板員が乗り組む。
- ・平日(月～金)の遊覧等貸切運航がドリームせがわの運航時間と重なる場合、3船舶に2名ずつ計6名が乗船する。
- ・安全対策に係る指示は運航管理者乗船中の船舶から他船舶に対して行うことがある。

瀬川汽船(株) 安全管理組織図



	役職		選任年月日
安全統括管理者	代表取締役		令和5年4月1日
運行管理者	取締役		令和5年4月1日

事 故 处 理 基 準

令和5年4月1日

瀬川汽船株式会

目 次

	頁
第 1 章 総則	1
第 2 章 事故発生時の通報	2
第 3 章 事故の処理等	4

別表 1 「非常配置表」

別表 2 「非常連絡表」

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、当社の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに事故の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 この基準において事故とは当社の運航中の船舶に係る事故又は事件（以下「事故」という）で次に掲げるものをいう。

（1）旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、重大な負傷若しくは疾病又はその他の重大な人身事故（以下「人身事故」という。）

（2）衝突、乗揚げ、火災、浸水、行方不明、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の事故

（3）航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

（4）強取（乗っ取り）殺人、傷害又は暴行等の不法行為による運航の阻害

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は、速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2、第三者の助言又は援助を必要とする場合の船長の海上保安官署等への連絡は別表「非常連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

3、非常連絡は、原則として、別表「非常連絡表」のとおりとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故に共通する事項

- ①船名 ②日時 ③場所 ④事故の種類
⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否 ⑦当時の気象、海象

(2) 事故の態様による事項

事故の種類		連絡事項
a	衝突事故	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（あるときはd項） ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長

		<p>名（できれば住所、連絡先）</p> <p>⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）</p>
b	乗揚げ事故	<p>①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）</p> <p>②船体周囲の水深、底質及び付近の状況</p> <p>③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響</p> <p>④船体、機器の損傷状況</p> <p>⑤浸水の有無（あるときはd項）</p> <p>⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否</p> <p>⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</p>
c	火災事故	<p>①出火場所及び火災の状況</p> <p>②出火原因</p> <p>③船体、機器の損傷状況</p> <p>④消火作業の状況</p> <p>⑤消火の見通し</p>
d	浸水事故	<p>①浸水箇所及び浸水の原因</p> <p>②浸水量及びその増減の程度</p> <p>③船体、機器の損傷状況</p> <p>④浸水防止作業の状況</p> <p>⑤船体に及ぼす風浪の影響</p> <p>⑥浸水防止の見通し</p> <p>⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</p>
e	強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	<p>①事件の種類</p> <p>②事件発生の端緒及び経緯</p> <p>③被害者の氏名、被害状況等</p> <p>④被疑者的人数、氏名等</p> <p>⑤被疑者が兇器を所持している場合はその種類、数量等</p> <p>⑥措置状況等</p>

f	人身事故（行 方不明を除 く）	①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員 等の行方不 明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事 故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために

船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（1）海難事故の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故に対する早急な救護
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅
客の誘導
- ⑤二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の
実施

（2）不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離または監視
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な
行為の禁止
- ⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者
への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のため、必要な措置を講じなければならない。

2、運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3、事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- （1）事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- （2）海上保安官署への救助要請
- （3）行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- （4）必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- （5）船長に対する必要事項の連絡及び助言

(6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置

(7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職務
社長	総指揮
運航管理者	社長補佐又は総指揮
救難対策班	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること
旅客対策班	旅客及び被害者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客対策に関すること
庶務対策班	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応接（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること

(医療救護の連絡等)

第9条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請するものとし、不在の場合であって急を要すると認めらわるとき、又は患者から要請があったときは最寄りの港に入港し、別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。船長から連絡を受けた運航管理者は船長の措置を援助し、又は当該措置を引継ぐものとする。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のないかぎり事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

別表1

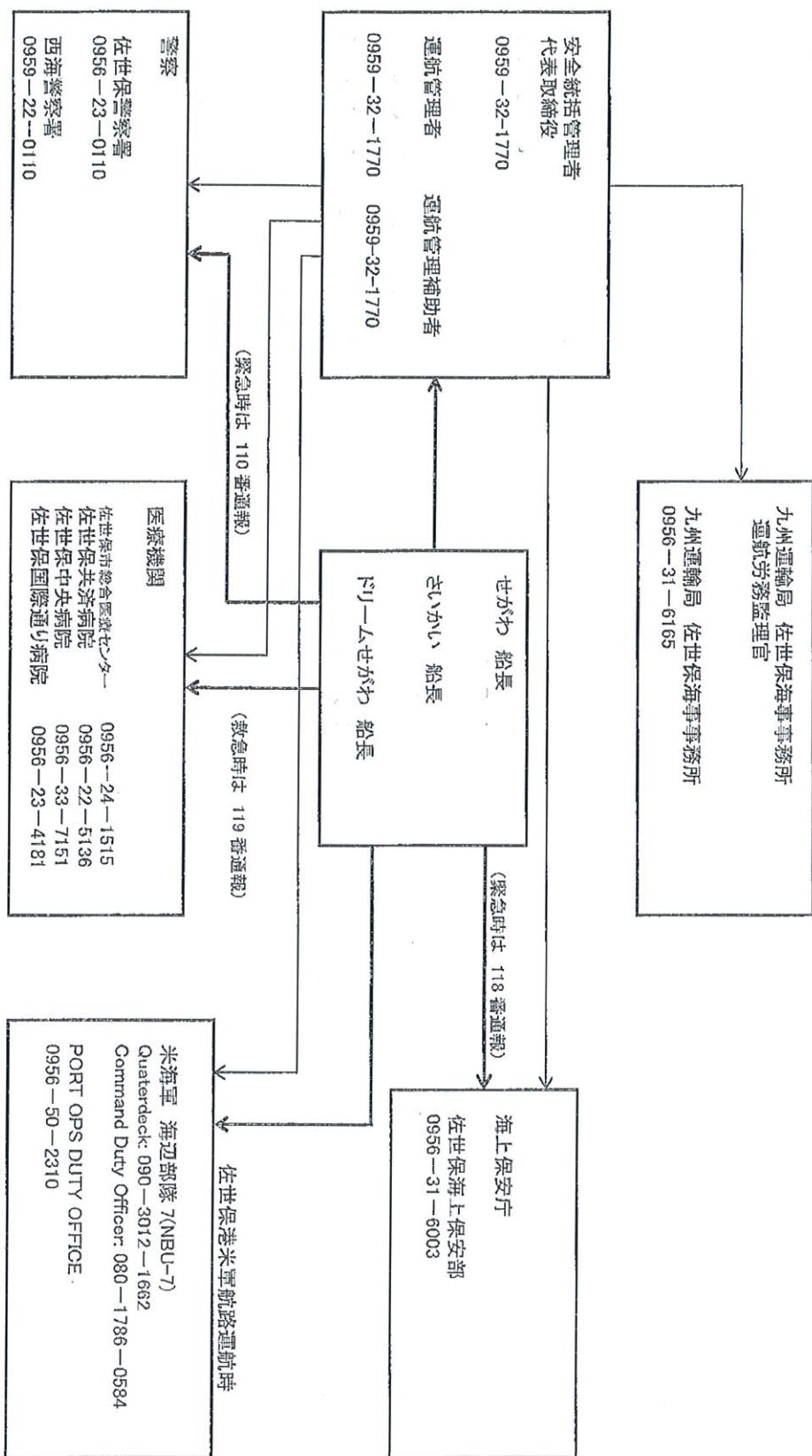
非 常 配 置 表

職名	配 置	非 常 時 の 場 合	退 船 の 場 合
船 長	船 橋	総指揮、運航及び非常時の総指揮	総指揮、重要書類の携行、医療箱携行
甲 板 員	現 場 客 席	船長の指図により防火防水作業 旅客の誘導、救命胴衣着用確認	救命浮器 旅客誘導
非 常 信 号			
火 災	— — — — —	— — — — —	長 5
浸 水	— — — — —	— — — — —	長 2
旅客招集	— — — — —	— — — — —	短 7 長 1
退 船	— — — — —	— — — — —	長 1
注 意 事 項	<p>※ 火災、浸水等の事故を発見した時は、直ちに船長に報告し船長は船内放送及び非常信号で乗船者に知らせる。</p> <p>他の救援を必要とするときは118番通報及び近くの船舶に事故を知らせる汽笛を吹鳴する。</p> <p>無線機を搭載している「ドリームせがわ」においては、16CHにより「メイディ」「船名」「事故の種類と船の位置」を送信すること。</p> <p>冷静に状況を判断し旅客の混乱を起さないように沈着な行動を取ること。</p> <p>事故発生の際は帽子、長袖上着、靴を着用する等、保身に充分注意すること。</p>		

非常連絡表

別表 2

(新)



作業基準

平成 30 年 4 月 1 日

瀬川汽船株式会社

目 次

	頁
第 1 章 総則	1
第 2 章 作業体制	1
第 3 章 危険物の取扱い	1
第 4 章 上下船作業等	2
第 5 章 旅客の遵守事項等の周知	3

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、川内～佐世保航路、西海橋遊覧航路、佐世保港米軍航路、及び「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出による航路に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

乗下船する旅客の誘導及び船舶の離着岸時の綱取り、綱放
し (1名)

(2) 船内作業

乗下船する旅客の誘導その他 (2名)

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示にしたがい、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。

2、刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか、又は一定の条件を付けて運送を引き受けるものとする。ただし原則として船室に持込むことは拒絶しなければならない。

- 3、 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物及び、小荷物その他の物品が、前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は、船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4、 船長及び陸上作業員は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業等

(乗船待ちの旅客の整理)

第4条 陸上の旅客係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第5条 旅客の乗船は、原則として離岸15分前とする。

- 2、 離岸15分前になったとき、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3、 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。
- 4、 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第6条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨船長に報告し船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(船内巡視)

第7条 船内巡視は、別紙船内巡視要領に定める組織及び要領により実施する。

2、船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。

3、船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸作業)

第8条 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第9条 船長は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法歩み板の保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第10条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2、船内作業員は舷門を開放し旅客を誘導、下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第11条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は、旅客待合所とする。

- (1) 旅客は乗下船時係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第12条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客が遵守すべき事項

2、船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

第13条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

別紙

船内巡視要領

船内巡視員は、下記図に記載の順序により次の事項につき巡視し、その結果を船長に報告するとともに、記録簿に記録する。

1、 船内施設の適正状況

(イ) 救命具その他の点検

(ロ) 火気(暖房具、灰皿等)の点検

(ハ) 消火器の点検

2、 旅客の安全なる乗船状況

旅客の乗船状態及び船酔病人等の有無

3、 積荷の安定状況、その他総ての安全状態

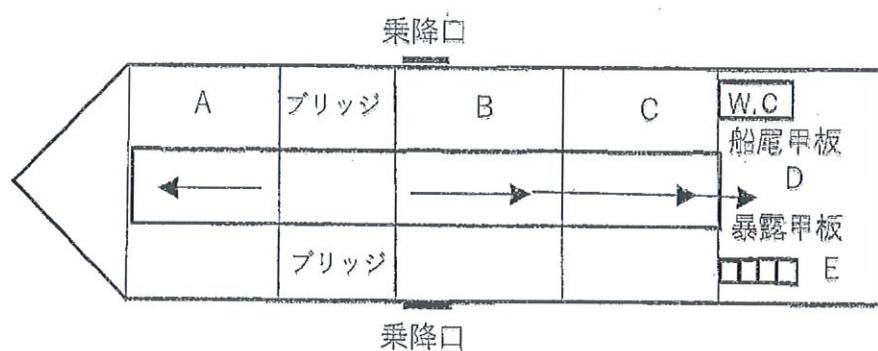
4、 発航前及び発航後適宜点検

5、 巡視順序

別紙1

船内巡視順序

さいかい



巡視順序の説明

巡視員 甲板員

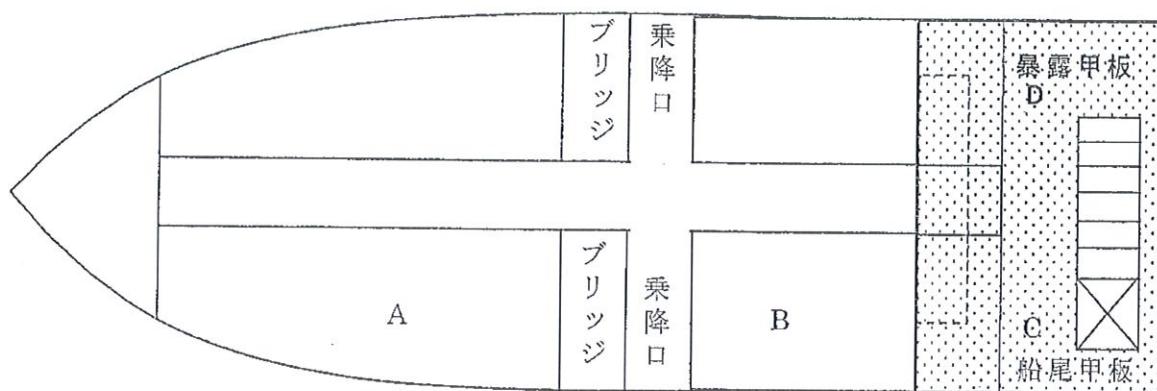
巡視順路 A → B → C → D → E

船尾 暴露
甲板 甲板

別紙 2

船内巡視順序

せがわ



巡視順序の説明

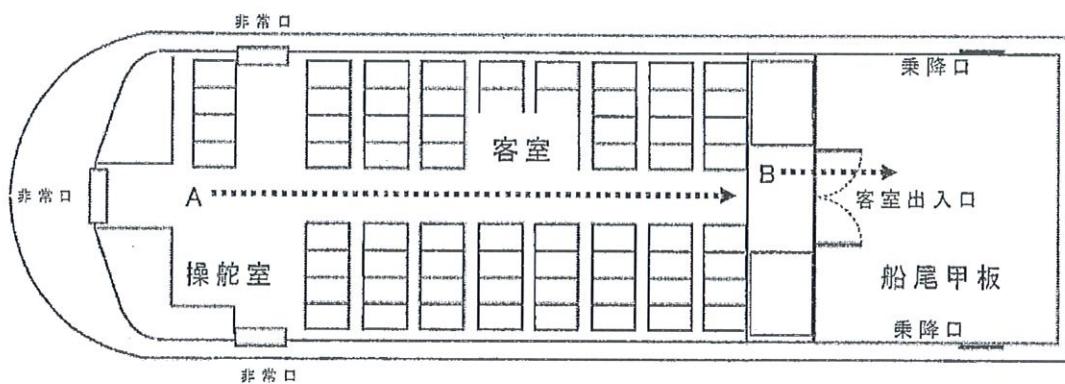
巡視員 甲板員

巡視順路 A → B → C → D

船尾 暴露
甲板 甲板

別紙3

船内巡視順序
ドリームせがわ



巡視順序の説明

巡視員 甲板員

巡視順路 A → B

運航基準

令和5年7月28日

瀬川汽船株式会社

目 次

	頁
第 1 章 目的	1
第 2 章 運航の中止	1
第 3 章 船舶の航行	3

附録

川内～佐世保航路

運航基準表、運航基準図、航路図

西海橋遊覧航路

西海橋遊覧コ-1 運航基準表 航路図 (1/2) (2/2)

佐世保港遊覧コ-1 運航基準表 航路図 (1/2) (2/2)

佐世保港遊覧コ-2 運航基準表 航路図 (1/2) (2/2)

佐世保港米軍航路

運航基準表

航路図

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、川内～佐世保航路、西海橋遊覧航路、佐世保港米軍航路、及び「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出による航路の運航に関する基準を明確にし、もって航海の 安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の中止

(発航の中止)

第2条 船長は、発航地港内の気象、海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるとときは、発航を中止しなければならない。
ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程 400mまで発航できるものとする。

港名 気象、海象	風速	波高	視程
川内港、畠下港、小郡港、横瀬東港、横瀬西港、寄船港、佐世保港（新みなと、米海軍佐世保基地）、鹿子前港、HTB港、黒島港、時津港、木ヶ津紐差港、旧わんぱく村港、米海軍横瀬 LCAC 施設	10 m/s 以上	1.0 m 以上	500 m 以下

2、 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象（視程を除く。）が次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10 m/s 以上	波高 1.0 m 以上
--------------	-------------

3、船長は、前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならぬ。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2、前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波高
10 m/S 以上（船首尾方向の風を除く）	1.0 m 以上

3、船長は、航行中周囲の気象、海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるとときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風速 10 m/S 以上	波高 1.0 m 以上
--------------	-------------

4、船長は、航行中周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500 m 以下

(入港の中止)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象、海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならぬ。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで入港できるものとする。

港名 気象、海象	風速	波高	視程
川内港、畠下港、小郡港、横瀬東港、横瀬西港、寄船港、佐世保港（新みなと、米海軍佐世保基地）、鹿子前港、HTB港、黒島港時津港、木ヶ津紐差港、旧オランダ村港、米海軍横瀬LCAC施設	10m/s以上	1.0m以上	500m以下

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) (狭視界) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狹視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 通過船舶、漁船等により、通常船舶がふくそうする海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路のみとする。

(速力基準)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	さいかい		せがわ		ドリームせがわ	
	速力	毎分機関 回転数	速力	毎分機関 回転数	速力	毎分機関 回転数
最微速	7.0	600	5.0	500	2.0	550
微速	8.0	700	7.0	800	4.0	1512
半速	17.0	1400	17.0	1750	10.0	1800
全速	27.0	1900	26.0	2200	26.0	2450
航海速力	25.0	1800	25.0	2100	23.0	2300

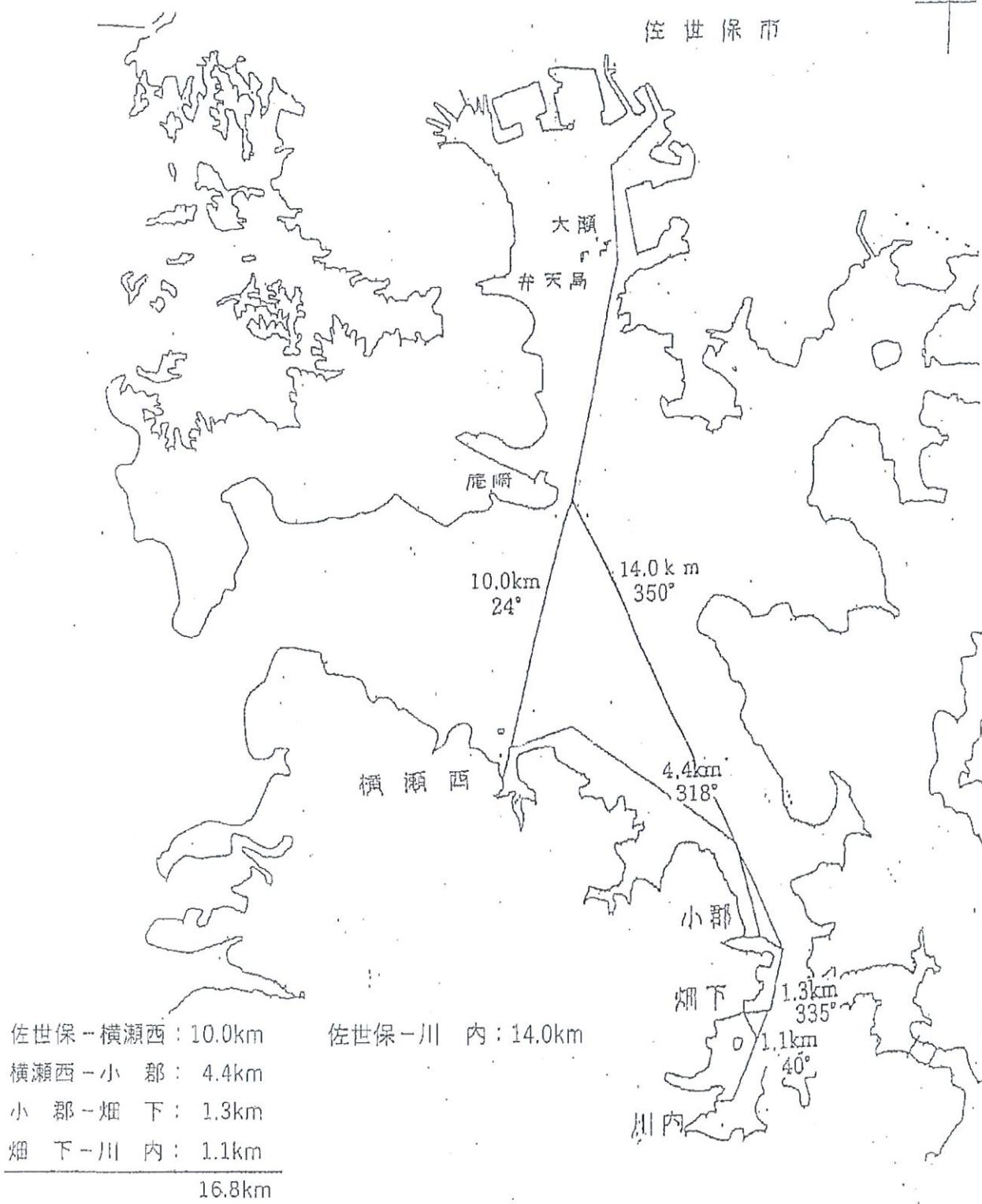
2、船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

航 路 図 (新)

N.

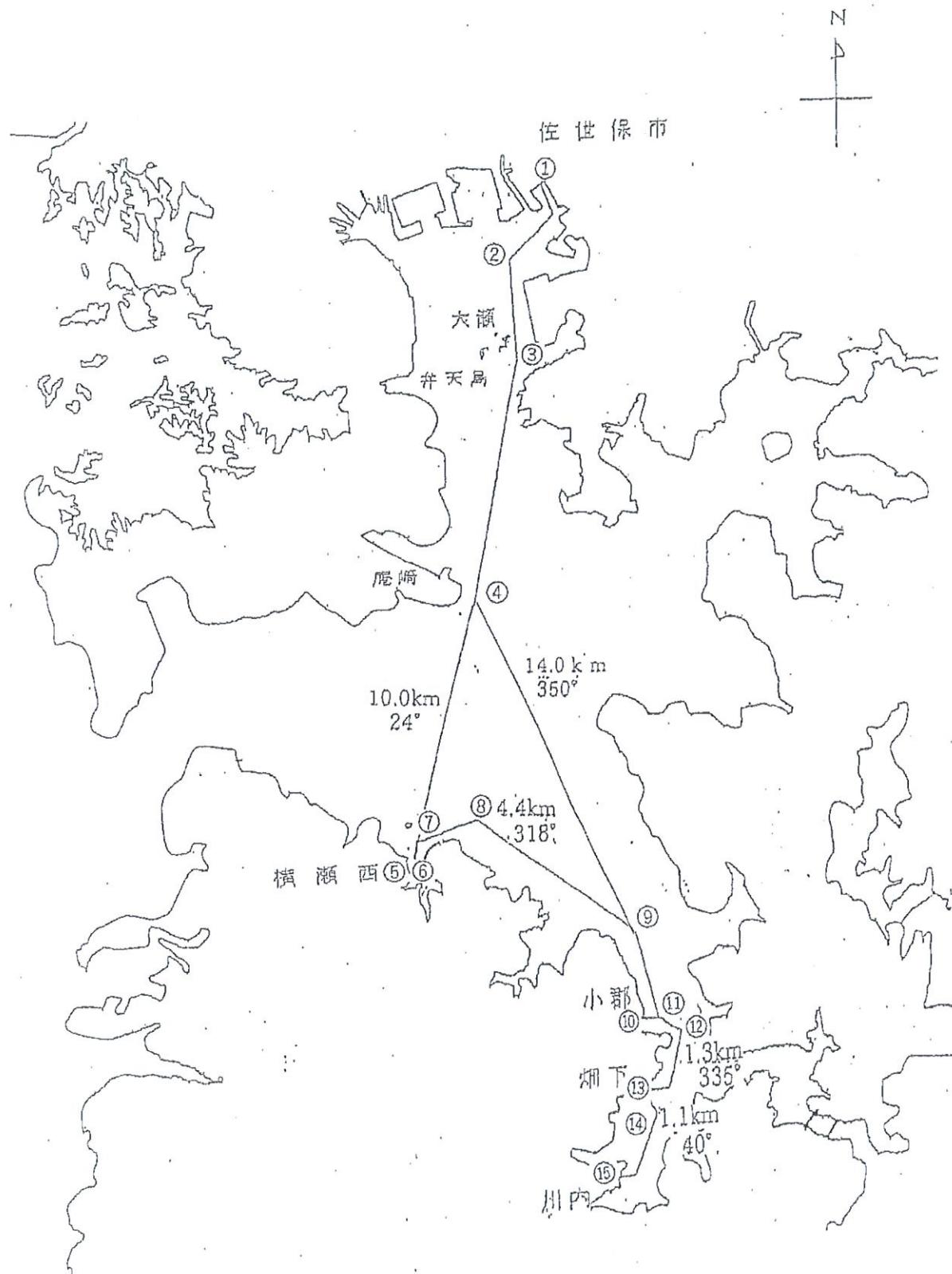


佐世保市



(新)

基 準 經 路



(新)

運航基準表

川内～佐世保航路(往路)

地 点 番 号	起 点 終 点	通 過 地 点			針 路	区 間			備 考
		目標	方 位	距 離		距 離	速 力	所 要 時 間	
1	川内港								
2		赤埼	40°	1,000m	40°	600m	Var 25ノット	0.2分 1分	
3	畠下港	畠下港	335°	450m	335°	500m	25ノット Var	0.6分 0.2分	
4		赤埼	78°	400m	78°	400m	Var 25ノット	0.2分 0.5分	
5		早埼	246°	130m	5°	600m	25ノット	0.8分	
6	小郡港	小郡港	297°	500m	297°	300m	25ノット Var	0.3分 0.2分	
7		小鯛	90°	800m	90°	100m	Var	0.5分	
8		巣喰ノ浦	285°	600m	358°	1,000m	25ノット	1.5分	
9		丸崎鼻	225°	360m	318°	1,900m	25ノット	2.5分	
10		八ノ子島	334°	200m	256°	600m	25ノット	1分	
11	横瀬西港	横瀬西港	195°	500m	195°	800m	25ノット Var	1分 0.5分	
12		八ノ子島	334°	200m	15°	600m	Var 25ノット	0.7分 0.8分	
13		庵埼	280°	420m	24°	3,300m	25ノット	4.4分	
14		エイの鼻	98°	300m	9°	2,900m	25ノット	4分	
15	新みなと 桟橋					3,200m	25ノット Var	4分 1.1分	
計						16,800m		26分	

(注意) 所要時間には経由する港の停泊時間(畠下港、小郡港に各2分、横瀬港に5分、合計9分)
を含んでいない。

(旧)

運航基準表

川内～佐世保航路(往路)

地 点 番 号	起 点 終 点	通 過 地 点			針 路	区 間			備 考
		目標	方 位	距 離		距 離	速 力	所 要 時 間	
1	川内港								
2		赤崎	40°	1,000m	40°	600m	Var 25ノット	0.2分 1分	
3	烟下港	烟下港	335°	450m	335°	500m	25ノット Var	0.6分 0.2分	
4		赤崎	78°	400m	78°	400m	Var 25ノット	0.2分 0.5分	
5		早崎	246°	130m	5°	600m	25ノット	0.8分	
6	小郡港	小郡港	297°	500m	297°	300m	25ノット Var	0.3分 0.2分	
7		小鯛	90°	800m	90°	100m	Var	0.5分	
8		巣喰ノ浦	285°	600m	358°	1,000m	25ノット	1.5分	
9		丸崎鼻	225°	360m	318°	1,900m	25ノット	2.5分	
10		八ノ子島	334°	200m	256°	600m	25ノット	1分	
11	横瀬西港	横瀬西港	195°	500m	195°	800m	25ノット Var	1分 0.5分	
12		八ノ子島	334°	200m	15°	600m	Var 25ノット	0.1分 0.7分	
13		庵崎	280°	420m	24°	3,300m	25ノット	4.3分	
14		エイの鼻	98°	300m	9°	2,900m	25ノット	3.8分	
15	新みなと 桟橋					3,200m	25ノット Var	4分 0.1分	
計						16,800m		24分	

(注意) 所要時間には経由する港の停泊時間(烟下港、小郡港に各2分、横瀬港に5分、合計9分)を含んでいない。

(新)

運航基準表

川内～佐世保航路(直行便 往路)

地 点 番 号	起点 終点	通 過 地 点			針路	区 間			備考
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間	
1	川内港								
2		赤崎	40°	1,000m	40°	2,000m	Var 25ノット	0.5分 2.2分	
3		庵崎	350°	420m	350°	5,900m	25ノット	8.2分	
()		エイの鼻	78°	400m	9°	2,900m	25ノット	4分	
5	新みなと 桟橋					3,200m	25ノット Var	4分 1.1分	
計						14,000m		20分	

川内～佐世保航路(直行便 復路)

地 点 番 号	起点 終点	通 過 地 点			針路	区 間			備考
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間	
1	新みなと 桟橋								
2		エイの鼻	262°	300m	351°	3,200m	Var 25ノット	1.1分 4分	
3		庵崎	80°	420m	336°	2,900m	25ノット	4分	
4		赤崎	320°	400m	10°	5,900m	25ノット	8.2分	
5	川内					2,000m	25ノット Var	2.2分 0.5分	
計						14,000m		20分	

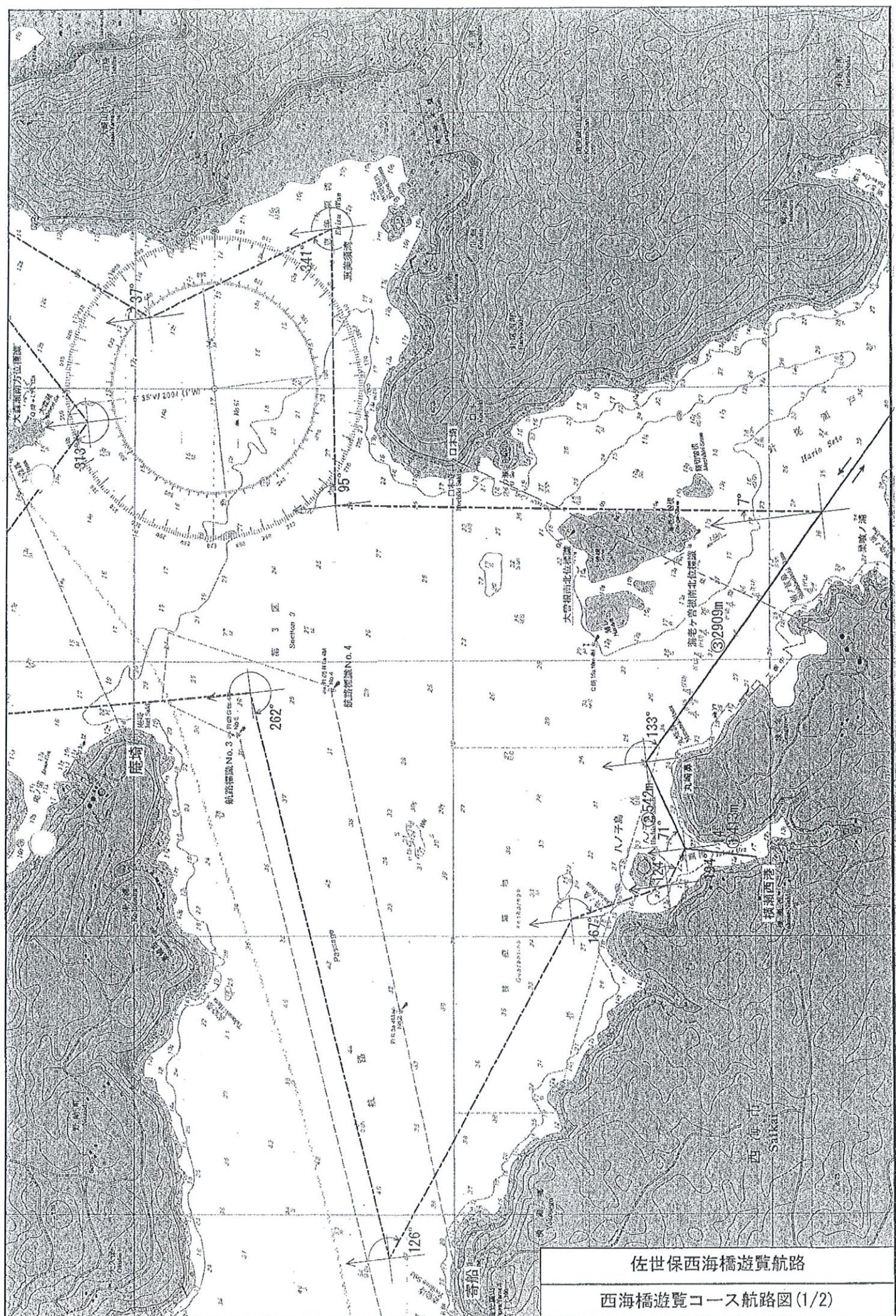
運航基準表

佐世保西海橋遊覧航路

西海橋遊覧コース

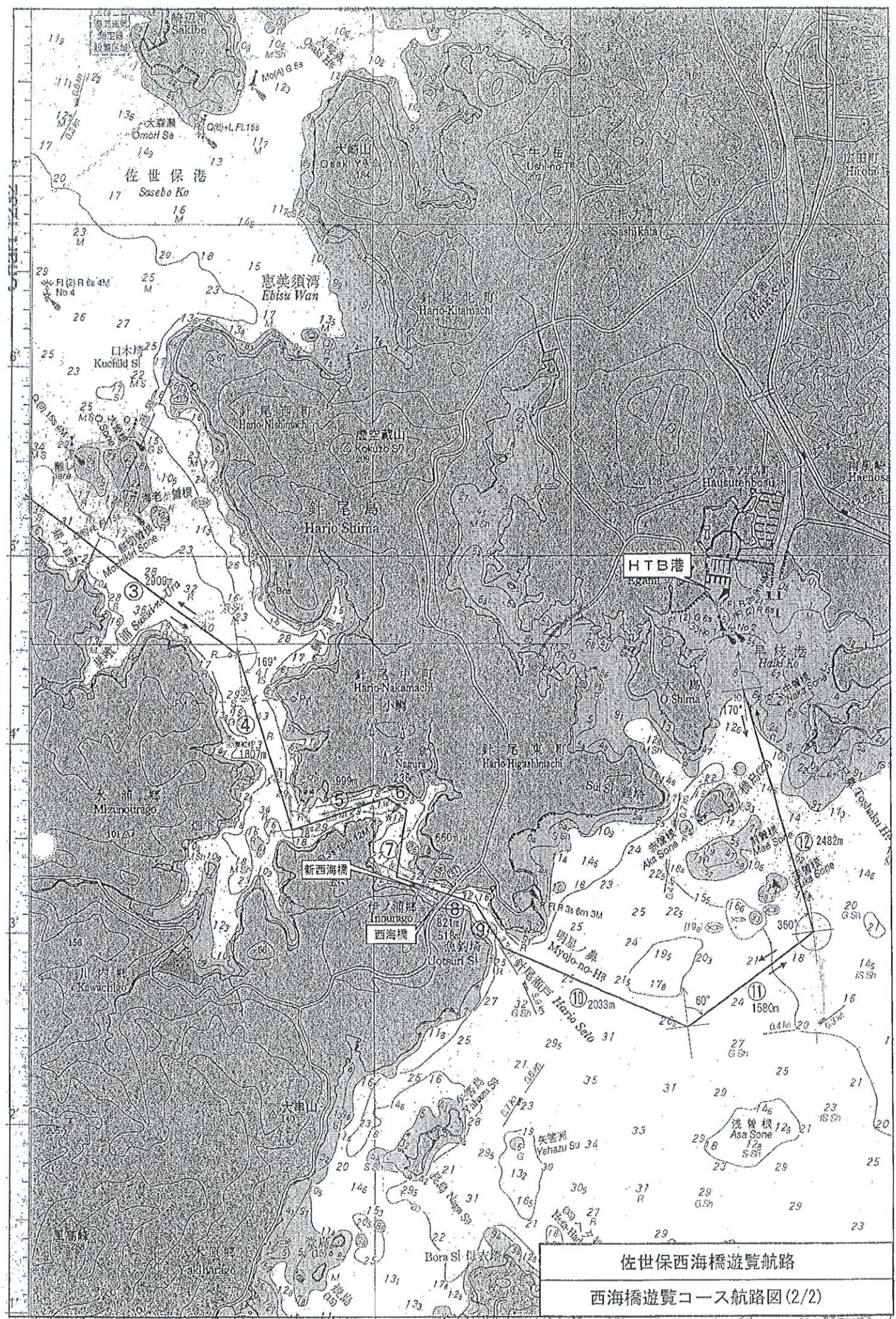
(横瀬西港 - ハウス沖 - 横瀬西港)

地点番号	起点終点	通過地点			針路	区間		
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間
1	横瀬西港	八ノ子島	345°	226	14°	413	8	1.7
2		丸崎鼻	196°	177	71°	542	8	2.2
3		小郡港紅灯	184°	880	133°	2,909	15	6.3
4		赤崎	30°	318	169°	1,807	23	2.6
5		名倉	78°	200	78°	999	15	2.2
6		弁天島灯台	264°	180	127°	236	15	0.5
7		新西海橋	115°	267	195°	660	15	1.4
8		水族館跡	55°	214	115°	821	8	3.3
9		明星ノ鼻	72°	401	143°	518	8	2.1
10		横島	14°	2076	119°	2,033	23	2.9
11		深曾根浮標	325°	572	60°	1,580	23	2.2
12		HTB 灯台	350°	887	350°	2,482	23	3.5
	HTB 港沖							
12		深曾根浮標	325°	572	170°	2,482	23	3.5
11		伊ノ浦瀬戸入口	299°	2033	240°	1,580	23	2.2
10		魚釣崎	232°	120	299°	2,033	23	2.9
9		西海橋	274°	186	323°	518	8	2.1
8		伊ノ浦郷	270°	100	295°	821	8	3.3
7		弁天島灯台	255°	193	15°	660	15	1.4
6		弁天島灯台	180°	180	307°	236	15	0.5
5		赤崎	30°	318	258°	999	15	2.2
4		鰐ノ浦	90°	740	349°	1,807	23	2.6
3		丸崎鼻	196°	177	313°	2,909	23	4.1
2		八ノ子島	345°	226	251°	542	8	2.2
1	横瀬西港	横瀬西棧橋	—	0	194°	413	8	1.7
合計						30,000m		59.5分



佐世保西海橋遊覧航路

西海橋遊覧コース航路図(1/2)



運航基準表

佐世保西海橋遊覧航路

佐世保港遊覧コース 1

(佐世保港新みなと桟橋 - 佐世保港新みなと桟橋)

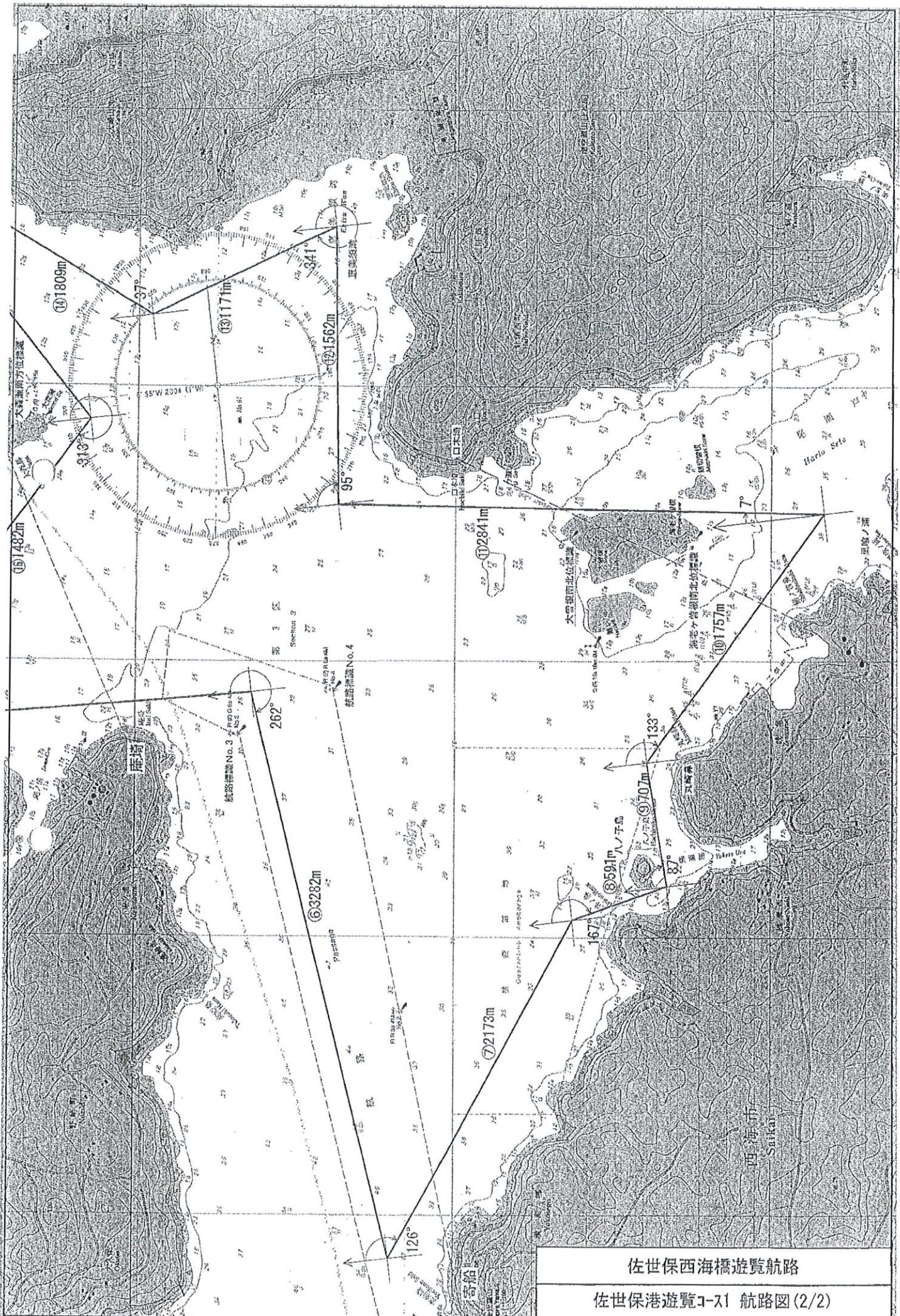
地点番号	起点終点	通過地点			針路	区間		
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間
1	佐世保港	鯨瀬ふ頭南端	245°	210	145°	248	8	1.0
2		三浦岸壁南西端	136°	100	220°	464	8	1.9
3		蛇島	0°	354	270°	1,297	8	5.3
4		弁天島右舷標識	84°	221	176°	1,509	8	6.1
5		庵崎左舷標識 No.3	294°	246	182°	3,664	23	5.2
6		寄船崎	200°	405	262°	3,282	23	4.6
7		土井ノ鼻	201°	301	126°	2,173	23	3.1
8		八ノ子島南西岸	44°	122	167°	591	8	2.4
9		丸崎鼻	200°	200	87°	707	8	2.9
10		猪ノ首鼻	290°	624	133°	1,757	8	7.1
11		口木崎北岸	130°	535	7°	2,841	23	4.0
12		恵比須湾恵比須島	180°	360	95°	1,562	23	2.2
13		大崎西岸	110°	495	341°	1,171	23	1.6
14		大崎鼻	188°	487	37°	1,809	23	2.5
15		大森瀬南方位標識	6°	267	237°	1,928	23	2.7
16		磁気測定器標識	45°	87	313°	1,482	23	2.1
17		エイノ鼻右舷標識	95°	90	359°	1,018	23	1.4
18		大瀬左舷標識	224°	190	20°	1,492	23	2.1
19		前畠岸壁北端	135°	131	0°	638	23	0.9
20		倉島岸壁西端	12°	242	82°	297	8	1.2
21		倉島岸壁西端	136°	100	357°	311	8	1.3
22		鯨瀬埠頭南端	245°	210	40°	464	8	1.9
23	佐世保港	新みなと桟橋	—	0	325°	248	8	1.0
合計						30,953m		64.5分



義達基航運

【添付端末-1】

運航基準圖別表				
番号	名称	距離 m	速力 ノット	所要時間 分
1	浦頭港浦頭客船岸壁桟橋	400	5	3
2	浦頭客船岸壁北端	2,800	22	5
3	大森瀬瀬西	4,000	22	6
4	赤崎東	1,600	15	4
5	平瀬南端	600	5	4
6	新みなと桟橋	9,400		22



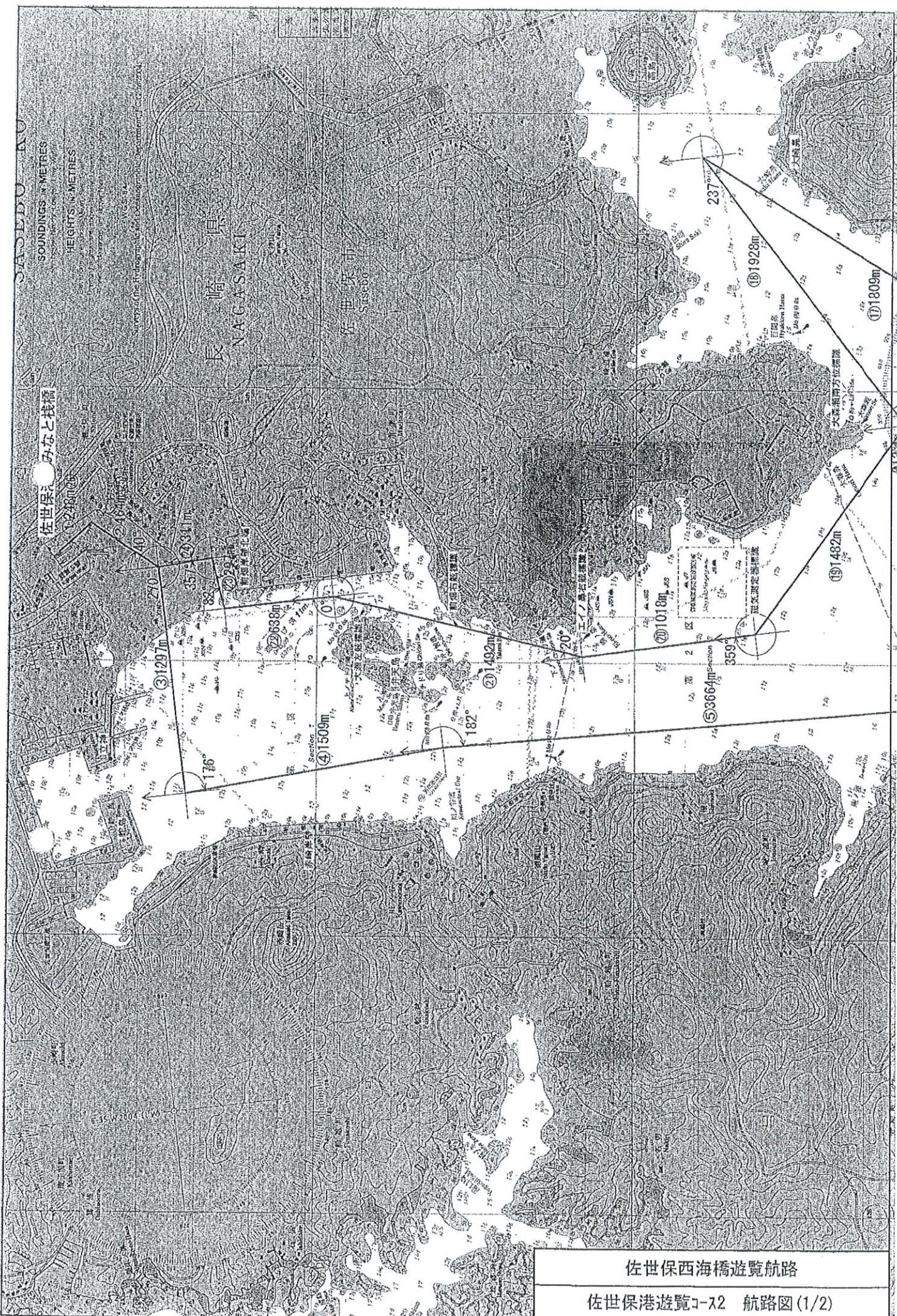
運航基準表

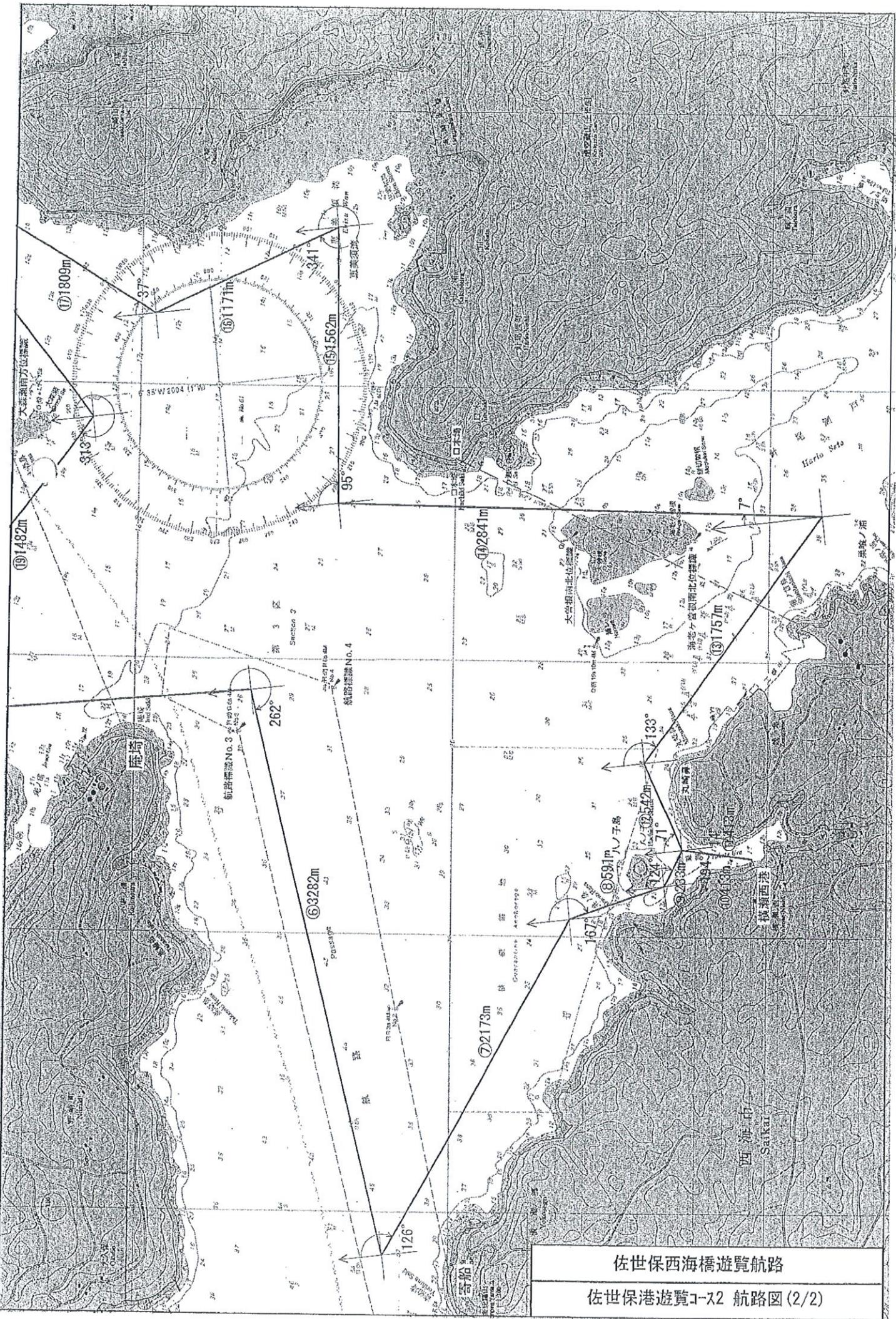
佐世保西海橋遊覧航路

佐世保港遊覧コース 2

(佐世保港新みなと桟橋 - 横瀬西港 - 佐世保港新みなと桟橋)

地点番号	起点 寄港地 終点	通過地点			針路	区間		
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間
1	佐世保港	鯨瀬ふ頭南端	245°	210	145°	248	8	1.0
2		三浦岸壁南西端	136°	100	220°	464	8	1.9
3		蛇島	0°	354	270°	1,297	8	5.8
4		弁天島右舷標識	84°	221	176°	1,509	8	6.1
5		庵崎左舷標識 No.3	294°	246	182°	3,664	23	5.2
6		寄船崎	200°	405	262°	3,282	23	4.6
7		土井ノ鼻	201°	301	126°	2,173	23	3.1
8		八ノ子島南西岸	44°	122	167°	591	8	2.4
9		八ノ子島	345°	226	124°	233	8	0.9
10		横瀬西港浮桟橋	—	0	194°	413	8	1.7
	横瀬西港寄港							
11		横瀬西港防波堤紅灯	345°	226	14°	413	8	1.7
12		丸崎鼻	200°	200	71°	542	8	2.2
13		猪ノ首鼻	290°	624	133°	1,757	8	7.1
14		口木崎北岸	130°	535	7°	2,841	23	4.0
15		恵比須湾恵比須島	180°	360	95°	1,562	23	2.2
16		大崎西岸	110°	495	341°	1,171	23	1.6
17		大崎鼻	188°	487	37°	1,809	23	2.5
18		大森瀬南方位標識	6°	267	237°	1,928	23	2.7
19		磁気測定器標識	45°	87	313°	1,482	23	2.1
20		エイノ鼻右舷標識	95°	90	359°	1,018	23	1.4
21		大瀬左舷標識	224°	190	20°	1,492	23	2.1
22		前畠岸壁北端	135°	131	0°	638	23	0.9
23		倉島岸壁西端	12°	242	82°	297	8	1.2
24		倉島岸壁西端	136°	100	357°	311	8	1.3
25		鯨瀬埠頭南端	245°	210	40°	464	8	1.9
26	佐世保港	新みなと桟橋	—	0	325°	248	8	1.0
合計						31,847m		68.1分





運航基準表
佐世保港米軍航路
 (米軍佐世保基地桟橋 - 米軍横瀬 LCAC 施設桟橋)

使用船舶が「せがわ」の場合

地点番号	起点終点	通過地点			針路	区間		
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間
1	米軍佐世保基地桟橋 (フリート シティング)	立神 2 号桟橋南端	273°	179m	172°	814m	8	3.3
2		赤崎岸壁北端	273°	444m	223°	836m	25.7	1.1
3		航路標識No.3 緑	220°	728m	180°	4,049m	25.7	5.1
4		LCAC 施設桟橋	—	100m	187°	3,694m	25.7	4.7
5	横瀬 LCAC 施設桟橋		—		—	100m	8	0.4
(往路小計)						(9, 493m)		(14.6 分)
6	横瀬 LCAC 施設桟橋	LCAC 施設桟橋沖	—	100m	—	100m	8	0.4
7		庵崎	278°	457m	7°	3,694m	25.7	4.7
8		赤崎岸壁北端	273°	444m	0°	4,049m	25.7	5.1
9		立神 2 号桟橋南端	273°	179m	43°	836m	25.7	1.1
10	米軍佐世保基地桟橋 (フリート シティング)	米軍佐世保基地桟橋	352°	—	352°	814m	8	3.3
(復路小計)						(9, 493m)		(14.6 分)
合計						18,986m		29.2 分

使用船舶が「さんせがわ」の場合

地点番号	起点終点	通過地点			針路	区間		
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間
1	米軍佐世保基地桟橋 (フリート シティング)	立神 2 号桟橋南端	273°	179m	172°	814m	8	3.3
2		赤崎岸壁北端	273°	444m	223°	836m	20.75	1.3
3		航路標識No.3 緑	220°	728m	180°	4,049m	20.75	6.3
4		LCAC 施設桟橋	—	100m	187°	3,694m	20.75	5.8
5	横瀬 LCAC 施設桟橋		—		—	100m	8	0.4
(往路小計)						(9, 493m)		(17.1 分)
6	横瀬 LCAC 施設桟橋	LCAC 施設桟橋沖	—	100m	—	100m	8	0.4
7		庵崎	278°	457m	7°	3,694m	20.75	5.8
8		赤崎岸壁北端	273°	444m	0°	4,049m	20.75	6.3
9		立神 2 号桟橋南端	273°	179m	43°	836m	20.75	1.3
10	米軍佐世保基地桟橋 (フリート シティング)	米軍佐世保基地桟橋	352°	—	352°	814m	8	3.3
(復路小計)						(9, 493m)		(17.1 分)
合計						18,986m		34.2 分

使用船舶が「トリムせがわ」の場合

地点番号	起点 終点	通過地点			針路	区間		
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間
1	米軍佐世保基地桟橋 (フリート シティング)	立神 2号桟橋南端	273°	179m	172°	814m	8	3.3
2		赤崎岸壁北端°	273	444m	223°	836m	23.00	1.2
3		航路標識No3 緑	220°	728m	180°	4,049m	23.00	5.7
4		LCAC 施設桟橋	—	100m	187°	3,694m	23.00	5.2
5	横瀬 LCAC 施設桟橋		—		—	100m	8	0.4
(往路小計)						(9, 493m)		(15.8 分)
6	横瀬 LCAC 施設桟橋	LCAC 施設桟橋沖	—	100m	—	100m	8	0.4
7		庵埼	278°	457m	7°	3,694m	23.00	5.2
8		赤崎岸壁北端°	273	444m	0°	4,049m	23.00	5.7
9		立神 2号桟橋南端	273°	179m	43°	836m	23.00	1.2
10	米軍佐世保基地桟橋 (フリート シティング)	米軍佐世保基地桟橋	352°	—	352°	814m	8	3.3
(復路小計)						(9, 493m)		(15.8 分)
						合計	18,986m	31.6 分

運航基準表

佐世保港米軍航路

(米軍佐世保基地桟橋 - 米軍横瀬 LCAC 施設桟橋)

使用船舶が「せがわ」の場合

地点番号	起点終点	通過地点			針路	区間		
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間
1	米軍佐世保基地桟橋 (ワットランディング)	立神 2 号桟橋南端	273°	179m	172°	814m	8	3.3
2		赤崎岸壁北端°	273	444m	223°	836m	25.7	1.1
3		航路標識No.3 緑	220°	728m	180°	4,049m	25.7	5.1
4		LCAC 施設桟橋	—	100m	187°	3,694m	25.7	4.7
5	横瀬 LCAC 施設桟橋		—		—	100m	8	0.4
(往路小計)						(9, 493m)	(14.6 分)	
6	横瀬 LCAC 施設桟橋	LCAC 施設桟橋沖	—	100m	—	100m	8	0.4
7		庵崎	278°	457m	7°	3,694m	25.7	4.7
8		赤崎岸壁北端°	273	444m	0°	4,049m	25.7	5.1
9		立神 2 号桟橋南端	273°	179m	43°	836m	25.7	1.1
10	米軍佐世保基地桟橋 (ワットランディング)	米軍佐世保基地桟橋	352°	—	352°	814m	8	3.3
(復路小計)						(9, 493m)	(14.6 分)	
合計						18,986m	29.2 分	

使用船舶が「さんせがわ」の場合

地点番号	起点終点	通過地点			針路	区間		
		目標	方位	距離		距離	速力	所要時間
1	米軍佐世保基地桟橋 (ワットランディング)	立神 2 号桟橋南端	273°	179m	172°	814m	8	3.3
2		赤崎岸壁北端°	273	444m	223°	836m	20.75	1.3
3		航路標識No.3 緑	220°	728m	180°	4,049m	20.75	6.3
4		LCAC 施設桟橋	—	100m	187°	3,694m	20.75	5.8
5	横瀬 LCAC 施設桟橋		—		—	100m	8	0.4
(往路小計)						(9, 493m)	(17.1 分)	
6	横瀬 LCAC 施設桟橋	LCAC 施設桟橋沖	—	100m	—	100m	8	0.4
7		庵崎	278°	457m	7°	3,694m	20.75	5.8
8		赤崎岸壁北端°	273	444m	0°	4,049m	20.75	6.3
9		立神 2 号桟橋南端	273°	179m	43°	836m	20.75	1.3
10	米軍佐世保基地桟橋 (ワットランディング)	米軍佐世保基地桟橋	352°	—	352°	814m	8	3.3
(復路小計)						(9, 493m)	(17.1 分)	
合計						18,986m	34.2 分	

